

弊社特許の審決取消訴訟に関する判決（お知らせ）

特許第4537527号の無効審判の審決に対する審決取消訴訟の判決（勝訴）

令和元年7月30日  
株式会社湯山製作所

株式会社湯山製作所（以下、弊社）は、弊社の保有する特許（特許第4537527号）に対して、株式会社アイシーエム（以下、アイシーエム）より、特許無効審判を請求され、特許庁により、特許請求の範囲第1項を含む一部の請求項が無効であるという審決が出されておりました。

弊社は、この審決を不服として審決取消訴訟を提起し、一方で、アイシーエムは、前記無効審判請求で有効と判断された請求項も無効であると主張して審決取消訴訟を提起し、知的財産高等裁判所が審理を進めて参りました。

今般、知的財産高等裁判所より判決の言渡しがあり、前記無効審判により無効と判断された請求項を含め、特許第4537527号の全ての請求項が有効であるとの勝訴判決を得ることができましたので、お知らせします。

<特許第4537527号に関する無効審判の概要>

- (1) 無効審判請求書提出日：平成29年3月9日
- (2) 事件番号：無効2017-800032号
- (3) 審決：平成30年7月30日
- (4) 審決の内容：

「特許第4537527号の請求項1ないし4、6、8に係る発明についての特許を無効とする。」

その余の請求項は有効

<上記無効審判に対する審決取消訴訟>

- (1) 審決取消訴訟訴状提出日：湯山製作所提出日…平成30年9月5日  
アイシーエム提出日…平成30年9月10日
- (2) 審理：知的財産高等裁判所 第3部
- (3) 判決：令和元年7月22日
- (4) 判決主文（カッコ内は弊社による追記）：
  - ・原告（アイシーエム）の請求を棄却する。
  - ・特許庁が無効2017-800032号事件について平成30年7月30日にした審決のうち、「特許第4537527号の請求項1ないし4、6、8に係る発明についての特許を無効とする。」との部分を取り消す。
  - ・訴訟費用は原告（アイシーエム）の負担とする。

以上